

鳥取県告示第709号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成20年12月10日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成20年10月24日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

1 申請のあった年月日

平成20年10月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人パブリックサポート鳥取

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

竹田 宏一

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市御弓町2-8

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、地方公共団体の設置する施設に対して、施設の管理運営の代行に関する事業を行い、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理運営に民間の活力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることに寄与することを目的とする。